

## 山北町議会基本条例（逐条解説入り）

山北町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される山北町議会（以下「議会」という。）は、町民参加と情報公開による開かれた議会を築き、町民の意思を的確に把握し、住み良いまちづくりのために、町の進むべき将来的な視点に立ち、町民の負託に応えなければならない。

議会が町民を代表する議事機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上及び活力あるまちづくりに果たすべき役割は、時代と共にますます大きくなる。特に、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大するなか、議会は意思決定機関として、町の具体的政策を最終的に決定する使命があり、この意思決定における政策形成過程の論点及び争点を明確にするとともに、広く町民に公開しなければならない。

これらの目的を達成するために、憲法及び地方自治法を遵守するとともに、町民に信頼される議会に向けて掲げた「議会の見える化」、「議員の資質向上」、「議会活動と議員活動の活性化」を実現し、議会改革を推し進める確固たる基本理念として、議会運営の最高規範と位置づけこの条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、町民に開かれた議会及び議員活動の活性化を図り、議会及び議員の活動原則等の議会運営に関する基本事項を明確にし、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### 第1条解説

町民の福祉の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的に、議会運営の改革を進める3つの主題である「議会の見える化」、「議員の資質向上」、「議会活動と委員会活動の活性化」を継続的に追求するために、議会運営の基本事項を定めています。

### （議会の役割）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関の政策や事務の執行について、監視及び評価を行うとともに、町政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言の役割を担うものとする。

#### 第2条解説

二元代表制の一翼を担う議会は、合議体としての機能を活かして、町政運営を監視する責務を持つとともに、委員会活動による調査研究を通じて、町民の意思を反映した政策の提案及び政策の提言を果たす役割を明記しています。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町の進むべき道を決定する責任を自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、政策形成に適切に反映するよう、町民参加の機会を拡大し、町民の多様な意見の把握に努めるものとする。

第3条解説

1 議会は、町政運営の基本事項を決定する意思決定機関（議決機関）としての責務を自覚し、公正性、透明性を高めるとともに信頼性を重視した議会運営に努め、議会活動の情報を判りやすく公開し町民との共有化を図り、開かれた議会運営に向けて活動する基本原則を明記しています。

2 議会は、政策形成に適切に反映するよう、町民が気軽に参加できる議会報告会等を通じて、町民や地域団体等の多様な意見をくみとる必要性を明記しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由かつ達な討議を重んじるものとする。

2 議員は、将来的視点で諸課題を把握し、町の政策に反映するよう研さんを積み、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

第4条解説

1 議会は、議員間討議の重要性と議決機関であることを強く認識し、審議及び審査の形成過程では、他の議員の言論を尊重し、自らも積極的な討議により議論をしつくし合意形成することを定めています。

2 議員は、全体的・長期的な視点で地域デザインやビジョンを政策形成する能力開発の必要性から、議会として研修を実施するとともに、自らも積極的に自己研さんを重ね議員としての資質を高め、町民の負託に応える活動をするを明記しています。

(町民と議会の関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開するとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、町民、地域、各種団体等との連携を図り、広報広聴活動を強化し、政策提言に資するものとする。

第5条解説

1 議会は、町民に議会活動を分かりやすく的確に理解されるよう、議会情報の公開と発信を積極的に行うとともに、十分に説明する責任を果たす必要性を定めています。

2 議会は、広報広聴活動の仕組みづくりと機能の充実により、町民、地域、各種団体等との意

見交換の場を設け、民意の吸収と情報の共有による連携を形成し、町民参加による政策提言へ展開することを定めています。

(議会及び議員と町長との関係)

第6条 議会の本会議における議員と町長との質疑応答は、案件の論点及び争点を明確にし、二元代表制の趣旨を重んじた十分な質疑のもとで監視機能を強化し、政策提言につなげるものとする。

2 町長は、議会に政策を提案するときは、議論を高めるために、政策の形成過程を説明するよう努めなければならない。

第6条解説

1 本会議における議員と町長との質疑応答は、双方ともに案件の論点、争点を明確にし、質の高い運営を図るとともに、二元代表制の議決機関として町長と緊張感のある健全な関係を保ち、議決責任を認識して質疑を深め政策提言につなげることを定めています。

2 町長は、政策及び計画並びに事業等の提案については、議会審議における論点が明確となるよう、政策等を提案するに至る形成過程を合理的に説明する責任を明記しています。

(最高規範)

第7条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会の条例、規則、規程等を制定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

第7条解説

この条例は、議会運営における条例や規則の位置づけにおいて、最高規範であることを定めています。

また、議会運営に関する条例及び規則等を制定または見直す場合には、この条例で定める事項との整合性を図る必要を明記しています。

(議会及び議員の責務)

第8条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第8条解説

議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続)

第9条 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているか継続して検証し、必要があると認める場合は、適切な処理を講じるものとする。

## 第9条解説

議会は、この条例を遵守した議会運営がなされ、条例制定の目的に沿い議会運営の改革を継続的に行っているか検証・評価し、時代に即応した条例となるよう見直すことを明記しています。

## 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。